

◎高年齢者等の雇用の安定等に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二四年九月五日法律第七八号)

しました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止することとしています。

第二に、継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲を子会社や関連会社など一定の範囲のグループ企業まで拡大する仕組みを設けることとしています。

第三に、高年齢者雇用確保義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設けることとしています。

第四に、高年齢者等職業安定対策基本方針に定める雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を六十五歳以上の人にもまで拡大することとしています。

なお、この法律は、平成二十五年四月一日から施行することとしています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○小宮山国務大臣 ただいま議題となりました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口の減少をはね返すため、経済と社会を発展させるため、全員参加型社会の実現が求められています。また、現在の年金制度に基づき平成二十五年から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることから、現状のままでは、無年金、無収入となる人が生じる可能性があります。

このため、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保先の対象拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入等を行うことにし、この法律案を提出いた

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二四年八月二日)

○池田元久君 たいま議題となりました高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高齢者の雇用の安定を図るため、所要の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、継続雇用制度の対象となる高齢者について、事業主が労使協定で定める基準により限定することを可能とする仕組みを廃止すること、

第二に、継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲を子会社、関連会社等一定の範囲のグループ企業まで拡大する仕組みを設けること、

第三に、厚生労働大臣は、事業主が高齢者雇用確保措置に関する勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるとすること等です。

本案は、去る七月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十七日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会

及び公明党より修正案が提出されました。

修正案の主な内容は、厚生労働大臣は、心身の故障のため業務の遂行にたえない者等の継続雇用制度における取り扱いを含めた事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を定めるものとすることです。

この修正案の趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第です。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年七月二七日)

○岡本(充)委員 たいま議題となりました高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、厚生労働大臣は、心身の故障のため業務の遂行にたえない者等の継続雇用制度における取り扱いを含めた事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を定めるものとすることです。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年八月二九日)

○小林正夫君 たいまい議題となりました三法律案のうち、まず、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応した高年齢者の安定した雇いを確保するとともに、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げに応じ、雇用と年金の接続を図るため、定年後も継続して雇用する制度について、その対象者を限定できる仕組みを廃止し、併せて継続雇用の確保先を対象を子会社などに拡大する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、厚生労働大臣は、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関して、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含めた指針を定めるものとする等の修正が行われておりません。

委員会におきましては、法改正による継続雇用拡大への効果及び企業の対応、衆議院における修正の趣旨、若年者雇用への影響及び対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。